

第4回文京区リサイクル清掃審議会 会議録要旨

I 日 時 令和6年12月17日（火） 午後4時01分～5時37分

II 場 所 文京シビックセンター24階 第1委員会室

III 出席者

【学識経験】 南部和香（会長）、斉藤崇

【委 員】 浅野和夫、二木玲子、内田幸久、和田真澄、内西太郎、阿部沙也加、牛嶋大、
鎌木儀郎、島田浩司、清水弘子、田口香子、武井彩子、宮本拓

【幹 事】 木幡光伸（資源環境部長）、有坂和彦（リサイクル清掃課長）、高橋彬（文京清掃
事務所長）

IV 配布資料 ○報告事項

資料第13号 第9期文京区リサイクル清掃審議会委員名簿

資料第14号 計画中間年度見直しの課題

資料第15号 文京区災害廃棄物処理計画の見直しについて

V 開会

○南部会長 皆様、こんにちは。定刻を過ぎましたので、ただいまから第9期第4回文京区リサイクル清掃審議会を開会させていただきます。

本日は議事に中間年度見直しに係る課題がありますので、皆様関心が高いところなのではないかなと思います。是非活発に質問していただき議論していただければと思います。よろしくお願いいたします。

では初めに、本審議会は会議録作成のため発言を録音いたしますので、よろしくお願いいたします。また、今回も皆さんの机の上のマイクを使って録音をいたしますので、ご発言の際には挙手の上、必ずお手元のボタンを押してお名前をおっしゃってからご発言いただき、発言終了後にもボタンを押していただきますようお願いいたします。

次に、本日の審議会の成立報告と資料確認について、事務局からお願いいたします。

○事務局（有坂） 本日もご出席いただいております委員の数は15名でございます。委員の定数の2分の1以上のご出席をいただいております。したがって、条例第77条の規定により審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は文京区女性団体連絡会の細谷委員、文京区リサイクル事業協同組合の山田委員、文京区商店街連合会の寺澤委員、ステージ・エコ実行委員会の柴田委員が欠席となっております。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日必要となる資料は事前にお送りしております、資料第13号、第9期文京区リサイクル清掃審議会委員名簿、資料第14号、計画中間年度見直しの課題、資料第15号、文京区災害廃棄物処理計画の見直しについて、以上3点となります。机上配付資料はございません。モノ・プランの冊子も必要となりますが、お手元にありますでしょうか。事務局からは以上です。

○南部会長 ありがとうございます。

では、議事に入りたいと思います。資料第14号、文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間年度見直しに係る区の課題についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（有坂） それでは、計画中間年度見直しの課題についてご説明いたします。資料第14号をご覧ください。

今回の中間年度見直しは、計画期間の中間点である5年目に、過去5年間の事業実績と状況変化をまとめ、今後5年間の事業実施に必要な修正を行うものです。前回の審議会で報告した「基礎調査結果の概要」から家庭系と事業系それぞれの課題を抽出しました。家庭系では9項目、事業系では5項目を抽出しています。

まず、1家庭系から「①家庭ごみのさらなる減量」です。家庭ごみの排出原単位調査結果によると、区民一日一人当たりの可燃ごみ量は295g、不燃ごみ量は9gでした。5年前の調査結果と比較して、可燃ごみが36g、不燃ごみが3g、合計で39gの減少となりました。前回調査時は前々回と比較して、可燃ごみが23g、不燃ごみが3g、合計26gの減でした。この間、大きな分別区分の変更等を行っていない状況で、ごみの減量が進んでいるのは区民の環境意識の高まりと捉えることができます。また、区収集ごみ量についても、この間、文京区の人口は増加しているにもかかわらず、令和3年度から再び減少に転じ、令和5年度は4万1,076tと、平成元年度以降で最も少ない量となりました。

前回の審議会では、一般廃棄物処理基本計画の数値目標の進捗状況を報告いたしました。事業系ごみを含む計画の基本指標1「区民一日一人当たりの総排出量」は5年度目標を達成していましたが、基本指標2「区民一日一人当たりの家庭ごみ排出量」は5年度目標値を6g超過していたことから、さらなる家庭ごみの減量に取り組む必要があります。

前計画の中間見直し時には計画の最終目標値の見直しは行いませんでしたが、令和7年4月からプラスチックの分別回収を開始することや、この間の国や都の計画との整合性を図る観点から、目標値の見直しが必要かどうかについて、今後検討していければと考えております。

次に、2ページをご覧ください。②既存の資源物の分別です。

今回の組成分析調査の結果、可燃ごみの中に資源物が23.7%含まれており、そのうち紙類が14.9%を占めていました。右の表、紙類の内訳の下段に示しておりますように、紙類のうちリサイクルが可能な「容器包装紙類」と「その他紙類」のいわゆる「雑がみ」が10.3%を占めています。また、下段の表、区民アンケート調査の結果では、年齢層が低いほど雑がみを可燃ごみに出す傾向が見られました。また、円グラフに示すように、可燃ごみに含まれる8.3%が拠点回収の対象品目となっており、そのうち衣類が5%を占めています。衣類に関しましては、区が実施している「子ども服無料頒布会」に加え、今年度より区内事業者と共同で「こども服譲渡会」を開催するなどリユースの取組を推進しているところですが、区民アンケート調査結果によると、拠点回収については28.4%が「知らなかった」と回答していることから、効果的な啓発を図っていく必要があります。

課題としましては、ごみ減量のためには可燃ごみに含まれている23.7%の資源物の分別の徹底が必要であると考えます。特に、割合の高い紙類の「雑がみ」に対象を絞った普及啓発や排出対策について検討が必要で、かつ、若年層ほど雑がみを可燃ごみに出す割合が高くなることから、若年層を対象とした普及啓発に取り組む必要があります。

3 ページをご覧ください。「③食品ロスの削減と生ごみの減量」です。先ほどの可燃ごみの組成分析調査結果によると、可燃ごみの中で最も排出量が多いのが「生ごみ」で、その割合は28.4%となっており、さらにそのうちの8%は直接廃棄や食べ残しなどの食品ロスとなっています。今回の調査では生ごみの割合は4.8ポイント減りましたが、食品ロスは0.7ポイント増える結果となりました。

中段の表をご覧ください。区民アンケート調査の結果を示しています。質問の上2つは食品ロスに関するものですが、各選択肢の回答率は前回調査を下回る結果となりました。また、区が実施している食品ロスの削減施策であるフードドライブの認知度は16.7%、「ぶんきょう食べきり協力店」は6.4%と前回調査からは増加していますが、引き続き低調であることから、令和5年度より新たに開始したフードシェアリングサービスの「文京×タベスケ」を含め、更なる普及啓発と区民が参加しやすい仕組み作りを検討する必要があります。この食品ロス削減推進計画の進捗管理シートは、現計画の中間年度時点での進捗状況を評価する指標として設定されたものですが、いずれも目標値を達成できなかったことから、新たな指標の設定についても検討していきたいと考えております。

課題としては、国際的な目標であるSDGsでも目標値が定められている食品ロスの削減です。食料の多くを海外から輸入している我が国にとって大きな課題です。現行の文京区一般廃棄物処理基本計画においても、第7章の重要施策として、食品ロス削減推進計画を定めているところで、国が定めた食品ロス削減目標において、事業系食品ロス量は令和4年度の計画より早く削減目標を達成しましたが、家庭系食品ロス量は引き続き目標値を上回っており、事業系食品ロス量と同量となっています。そのため、食品ロスを削減するためには区民一人ひとりの意識を高め、行動を促していく必要があります。加えて、可燃ごみの中で最も排出量が多いのが生ごみであることから、食品ロスだけでなく、ごみ排出時の水切りなど調理くずを減量することがごみ全体の減量に大きな効果を生むものと考えています。

4 ページをご覧ください。「④プラスチック分別回収」です。プラスチックごみの削減の推進も一般廃棄物処理基本計画に重要施策として定められています。組成分析調査の結果では、可燃ごみの中に容器包装プラスチックが拠点回収品目と合わせて14.5%、製品プラスチックが4.5%、合計で18.9%含まれていました。本区においては令和7年4月より、可燃ごみに含まれる約19%のプラスチックを資源として分別回収を開始することから、可燃ごみの減量に大きな効果が期待できるとともに、国連気候変動枠組み条約で目標が定められている温室効果ガスの削減効果など、環境負荷の低減も期待されるところです。課題としましては、区民アンケート

ト調査において、プラスチックの分別回収は「環境への負担軽減が期待できる」、「ごみの減量が期待できる」といった肯定的な回答がある一方で、「手間がかかる」、「費用がかかる」といった否定的な回答もあることから、10月から区民説明会を各地で開催しているところですが、プラスチック分別回収の分別協力率が高まるような普及啓発施策について事業開始後も引き続き検討していく必要があります。

5ページをご覧ください。「⑤脱プラスチックの推進」です。排出されたプラスチックを分別回収してリサイクルを推進していく必要がありますが、そもそも廃プラスチックを発生させない取組も重要です。国のプラスチック資源循環戦略では、削減のための具体的な目標値を定めています。また、近年、海洋プラスチック問題が国際的に注目されていますが、令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、中長期的な方向性としてプラスチックごみを含む海洋ごみへの対応の加速化が示されており、問題を解決していくには脱プラスチックを推進することが求められています。区民アンケート調査結果では、使い捨てのスプーンなどについて「不要なものは断っている」、「いつも断っている」が80.5%を占めていますが、年齢別では30歳未満で、家族人数別では1人及び2人で断る率が低い傾向が見られます。脱プラスチックの基本は「断る」ことですので、課題としましては引き続き「断る」ことの重要性を啓発していくとともに、区民が断りやすい環境を販売店や飲食店などの事業所に求めていくなど、事業者・区民・区が連携して脱プラスチックに取り組んでいく必要があります。

6ページをご覧ください。「⑥不燃ごみの適正分別」です。組成分析調査結果から、不燃ごみには資源物が6.4%、可燃物が12.3%、排出不適物が2.2%含まれていることが分かりました。課題としては、不燃ごみとして排出された資源物や可燃物は中間処理における費用や作業効率の観点から、分別を徹底する必要があります。また、今回は単独で排出された小型充電式電池はありませんでしたが、排出された小型家電製品303個のうち、電池を使用して稼働する小型家電製品は58個あり、うち、電池が内蔵されたまま排出された製品はリチウムイオン電池内蔵品が7個、ニッケル・カドミウム電池内蔵品が2個ありました。近年、小型充電式電池を原因とするごみ収集車や処理施設での火災が増加しています。区民アンケート調査結果では、小型充電式電池の処分方法で「不燃ごみ」とした回答が37.6%と高い傾向にあることから、課題として安全な収集・処理のあり方について検討する必要があります。

7ページをご覧ください。「⑦集団回収の活性化」です。集団回収量は、平成30年度の4,493tから令和5年度には3,436tへと減少しています。最も回収量の多い新聞は、平成30年度の1,989tから令和5年度には1,207tへと減少しています。この資料には掲載

していませんが、区民アンケート調査結果では、新聞は「不用品として出ない」という回答率が前回調査の20.6%から31.4%に増加していることから、新聞の購読数自体が減少しているものと考えられます。また、区民アンケート調査では、集団回収を「実施していない」、「よく分からない」という回答が半数近くありました。課題としましては、町会・自治会における集団回収の担い手の高齢化や、資源回収業者においては資源価格が安定しないこと、ガソリン価格の高騰などの回収コストの上昇といった問題を抱えていること。一方で、区民アンケート調査結果からは「どう協力すればよいか分からない」といった参加方法の周知が行き届けば参加したい層が一定数いると考えられることから、集団回収への更なる支援や周知・啓発について検討する必要があります。

8ページをご覧ください。「⑧家庭ごみの有料化」です。区民アンケート調査結果では、家庭ごみ有料化への賛否について、「賛成」、「どちらかといえば賛成」が19.3%、「反対」、「どちらかといえば反対」が63.2%となり、5年前の調査結果と比較して「反対」の割合が増えました。「反対」が増えた要因としては、区民アンケート調査結果の「有料化すると経済的負担が増える」の回答率が前回調査時の37.5%から42%と4.5ポイント増加しており、資料には掲載していませんが、特に30歳未満、30歳代でそのような回答が高い割合を示していることから、昨今の物価高による影響が表れているものと推察できます。家庭ごみの有料化については、高いごみ減量効果があることが他自治体の事例で明らかであることから、国は家庭ごみの有料化を推進することを明確にしており、東京都も「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について（最終答申）」の中で「ごみ有料化の検討などについて働きかけていくべきである」としています。23区においても、清掃工場の建替えに伴う焼却余力の確保などを考慮すると、更なるごみの減量化が必要です。現在、プラスチック分別回収など様々な施策により、ごみの減量化に努めているところですが、今後はごみ減量化対策の一つとして家庭ごみの有料化について、23区共同実施等の具体的な検討を進めていく必要がありますが、不法投棄や車両、人員の確保などが課題となっています。

9ページをご覧ください。「⑨普及啓発」です。区民アンケート調査結果では、区の清掃リサイクルに関する情報を得る媒体として、「区のホームページ」、「区報ぶんきょう」、「町会・区施設・マンションの掲示板」、「区のチラシや冊子」などが広く活用されています。また、「チャットボット」や「SNS」などの情報媒体は30歳代から50歳代の利用が多いこともあり、前回調査から回答率が増加しています。課題としては、リデュース、リユースの2Rをリサイクルに先立って推進するためには、区民の自主的な活動が求められていることから、区民にラ

ライフスタイルの転換を求める普及啓発施策は非常に重要なものとなります。アンケート調査結果で把握した区民の認知度の高い手法を積極的に活用するとともに、区民のライフスタイル等に合わせた手法を組み合わせる必要があります。また、こちらの資料には掲載しておりませんが、区民アンケート調査の「清掃リサイクルに関する情報で知りたいもの」の上位回答となった「粗大ごみの出し方・料金」、「ごみの分別方法や出し方」、「収集できないもの」の3点は、チャットボットを活用することで解決できる内容であったことから、チャットボットの認知度をより高めていく必要があると考えております。家庭系の課題説明は以上となります。

それでは引き続き、2事業系の課題について説明いたします。10ページをご覧ください。「①事業系ごみ対策」です。表の右から3列目の事業系ごみ量の欄をご覧ください。令和6年度の事業系区収集ごみ量の推計値は、可燃ごみが1万3,120t、不燃ごみが432t、合わせて1万3,552tとなり、区収集ごみの33.1%を占めています。これに事業者が事業系ごみの収集・運搬を許可業者へ委託、又は自ら清掃工場へ持ち込む、持込ごみ1万7,863tを合わせると3万1,415tとなり、文京区から排出されるごみの53.4%が事業系ごみと推計されます。課題としましては、持込ごみを含めて文京区から排出されるごみの半分以上が事業系ごみとなりますので、家庭ごみと同様に、3Rの促進による減量施策について引き続き検討する必要があります。その際には事業所の業種や規模により排出されるごみの質や量が大きく異なるため、事業所の特性に応じた排出指導が必要になります。

11ページをご覧ください。「②集積所利用事業所への排出指導の徹底」です。事業所アンケート調査結果では、58.1%の小規模事業所が区の集積所にごみを排出しており、従業員数別では人数が少ないほど集積所を利用しています。小規模事業所から発生するごみを集積所に排出するためには、事業系有料ごみ処理券をごみ袋等に貼付する必要がありますが、事業系有料ごみ処理券を貼らずに排出している事業所の割合が、ごみで18.0%、資源で21.7%となっております。こちらも従業員数が少ないほど「貼付していない」と回答した事業所が多くなっています。

課題としましては、集積所における事業系ごみの収集は、あくまでも事業系ごみの自己処理の原則の例外としての措置であり、また、適正に排出している事業所との公平性を確保するためにも、集積所における指導等により、事業系有料ごみ処理券の貼付の徹底を図るとともに、不適正排出ごみへの警告シールの貼付等により、適正排出を促していく必要があります。

12ページをご覧ください。「③事業用大規模・中規模建築物への指導」です。こちらは基礎調査結果に基づく課題ではありませんが、区では延べ床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物と1,000㎡以上3,000㎡未満の事業用中規模建築物について、毎年、再利用計画書の

提出を義務付けており、計画書に記載された令和5年度の再利用率、いわゆる資源として排出された割合は事業用大規模建築物が54.3%、事業用中規模建築物が57.4%となっており、どちらも減少傾向にあります。課題としましては、現在も3年に1回の頻度で区内全ての事業用大規模・中規模建築物への立入指導を実施していますが、事業系ごみ減量対策の一つとして事業用大規模・中規模建築物から排出されるごみ量を削減するため、立入指導等の効率的かつ効果的な執行について検討する必要があります。

13ページをご覧ください。「④小規模事業者への指導」です。先ほど説明した再利用計画書の作成・提出を義務付けていない1,000㎡未満の小規模建築物では事業所アンケート調査において、ごみの排出量を「把握している」と回答した事業者が59.4%、ごみ減量・リサイクルの取組で「ごみ・資源の発生量を正確に把握し、ごみの減量に努めている」と回答した事業者が16.2%と、ごみの排出量を正確に把握していない状況が伺えます。課題としましては、ごみ量削減の基本事項であるごみの排出量を確実に把握してもらうため、事業系ごみの削減に向けて、小規模事業者に対しても指導、啓発に努める必要があります。その際は、新たに区で作成した「真似しよう！事業系ごみ削減プロジェクト」の冊子等を活用してもらうことが効果的であると考えております。

最後に、14ページをご覧ください。「⑤「R（リ）サークルオフィス文京」の情報発信」です。事業所アンケート調査では、「R（リ）サークルオフィス文京」を利用している事業所は3.2%と前回の調査結果から微増となりましたが、「もう少し詳しく知りたい」と関心のある事業所は24.9%となっています。また、「R（リ）サークルオフィス文京」を利用していない理由として「知らなかったから」が52.7%となっています。課題としましては、「R（リ）サークルオフィス文京」に関心のある事業所は一定数存在すること、また、利用していない理由は「知らなかったから」が最も多いことから、特に「R（リ）サークルオフィス文京」の強みでもある紙ごみの排出が多い事業所への情報発信について検討する必要があります。事業系の課題の説明は以上です。

○南部会長 ありがとうございます。では、質問等をお受けしたいのですが、可能でしたらこの見直しの課題を受けてこの先どうなっていくのか、スケジュール感を共有しておけるとありがたいなと思いがいかでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。スケジュールとしましては、今回ご報告している課題を基に、来年2月の審議会から、見直しについてご議論いただくことになっておりまして、次年度の審議会で見直しをしていただく予定となっております。

- 南部会長 ありがとうございます。では、そのような見通しの下で、皆様、現時点で質問・ご意見等がございましたら、是非ご発言ください。いかがでしょうか。どうぞ、武井委員。
- 武井委員 武井です。丁寧にご案内いただきまして、ありがとうございます。やっぱり組成調査ですかアンケート結果から分かってくると、課題が非常に分かりやすいというふうに思いまして、ありがたく拝読していました。また、スケジュールもちょうど気にしていたので助かりました。来年度中、特に2月に議会に報告ということですので、割と早目にしていかなきゃいけないのかなというふうに思ったので、少しコメントをさせていただきたいというふうに思います。
- 南部会長 武井委員、少し待ってください。訂正があると思います。
- 事務局（有坂） 今、武井委員がおっしゃられた2月に議会報告というのは、資料第15号のほうだと思います。
- 武井委員 今、読んでいただいた見直しの課題を踏まえた、新しい計画の締切りが来年度いっぱいという理解でよろしかったですか。いつまで検討すればいいのか教えてください。
- 事務局（有坂） すみません。私の言い方が悪かったかもしれないですが、来年2月から見直しの検討をスタートしていただきまして、令和7年度の審議会でも検討を深めていただき、7年度中に見直しを完了させるというスケジュールです。
- 武井委員 分かりました。すみません、ありがとうございます。あと1年は検討ができるということですね。それで、まずごみ減量のところで2ページのところなのですけども、脱プラスチックの推進もそうなのですが、ちょうどその若い世代、子供じゃない若い世代なのかなというふうに思っていて、ESDとかSDGs教育からちょうど漏れてしまっている世代が、もしかしたらその辺りの意識・認識がまだ十分じゃないのかなというふうに拝読していました。子供たちに向けては、育成室ですかPTA、育成室は特に文京区の行政の範囲だと思いますので、例えばその育成室の中で今あるものを使って、リサちゃんの資料から分別ゲームができるよ、みたいな取組を始めたら、子供たちはやってくれるのではないかなというふうに思っていて、それを環境教育の中で是非やっていただきたいなというのと、あとPTAでも各小学校でお祭りをやっていると思うので、そのお祭りのゲームの中に分別ゲームを含むとか、そういったことで是非取組を無駄なく進めていけたらいいのではないかなというふうに思いました。また、食品ロスの削減について、なかなか厳しいなというふうに拝読しました。例えば、私はコンポストを持っており、文京区ではコンポストに関わる補助金を実施していますが、これとは別に、生ごみの回収を検討することが可能かどうかということです。全国各地でも徐々に生ごみの回収を始めるところが見受けられ、バイオマス発電は少しハードルが高いと思うので堆肥化というようなところで、

大学や学校、事業所との連携も含めて検討できないものかなと。そして生ごみを減らすことができなかなというふうに少し思ったところです。それから、家庭ごみの袋の有料化について、先ほど有坂さんのほうから東京都全体での検討が必要かもしれないということで、確かに規模の経済からしてごみの袋の有料化は全体でやった方が安くなるのかなというふうに思います。仙台市では、分別回収したプラスチックをごみ袋として還元している事例があります。ごみ袋の有料化ではあるのですが、回収したプラスチックをごみ袋として、サーキュラーのように回すことで可視化できているということで、非常に効果的だというふうに伺っています。分別の仕方もごみ袋に簡単に書いてあるので、そういうユニバーサルデザイン的な部分も少し視野に入れながら検討していくと、日常生活の中で当たり前「あ、こっちだった」みたいになっていくとすごくいいのかなというふうに思いました。以上です。

○**南部会長** ありがとうございます。今、2番、3番、8番についてなのですが、事務局からは何か回答がありますでしょうか。

○**事務局（高橋）** 文京清掃事務所の高橋と申します。先ほどのご質問の中で、1点目にありました分別ルールของเกม等のお話になるのですが、清掃事務所で小学校4年生を対象に環境学習ということで、清掃職員が授業に参加し、ごみの分別ゲーム等を行っております。ただ、コロナウイルスの影響によりその活動が止まっていたところではありますが、来年度からプラスチックの分別回収も新たに始まり、ごみ分別のルールも変わりますので、改めて小学校4年生を対象にそういった分別ルールなどの環境学習を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○**事務局（有坂）** 続いて、生ごみの回収について、今のところ文京区、23区全体でもそうなのですが、生ごみだけを回収することは検討していませんで、これまでどおり可燃ごみとしての回収ということで考えております。また、ごみの有料化ですが、23区は検討が具体的に進んでいないところではあります。1区だけで始めてしまうと、越境ごみとあって、有料化を始めた区から有料化を実施していない区に持ち込んでしまうことが懸念されます。また、有料化を始めると、区民に一定の負担を強いるということになるため、文京区では行っていない戸別収集についても一緒に進めていかなければいけないだろうということも想定しています。そうすると収集車両及び人員を非常に多く確保する必要があるということで、23区全体として慎重に検討を進めていこうというような状況であります。

○**南部会長** ほかにはいかがでしょうか。宮本委員、どうぞ。

○**宮本委員** 宮本です。今日のご説明、結構多岐にわたっていて、全部拾っているとやりたいことがいっぱいあるので、今の武井委員がおっしゃっていたところに関連して私が考えることなので

すけど、前に小学校で回収できたらいいじゃないかと言ったかもしれないですけど、そうするとやっぱり事業ごみになってしまうと。小規模の事業所から不法投棄というか普通の家庭ごみとして捨てちゃうとかいろいろ問題があったようですが、それを色々組み立てていくと、例えば、PTAが集団回収をするように推進することによって、そこに子供たちがごみを持って行くきっかけとなり、啓蒙にも繋がるのではないかなというふうの一つの意見として思いました。あともう一つ、生ごみの回収について、私、区の補助金を使わせていただいて生ごみ処理機を買ったのですが、実際にやってみるとやはり大変でした。生ごみを完全に乾かすのに2、3時間かかる。電気代もかかりますし、コンポストをベランダに置くのも色々大変です。家庭菜園をやっている堆肥を使うこともできるのですが、そうじゃないとどうするかといったら庭に捨てるか、それでもなければ生ごみをカラカラにして量を小さくして普通ごみで捨てるということだと思っており、回収というのは難しいかもしれませんが、可能であれば区で生ごみを回収し、大型のコンポストでまとめて処理するなどすれば、生ごみは減るのではないかなんて思いながら聞いておりました。あともう一つですが、家庭ごみ有料化というのは、昨今色々物価も高くなっていますし、有料になるのは仕方ないような部分があるのですが、例えば、それが逆にどうすれば無料で続けられるとか、むしろお金を生み出すことができる方法はないのか、有料化よりもどうしたら有料にならないで済むのかというのを模索していただくとともに、ちゃんと分別してくれればお金がかからないということの答えを導き出してあげる啓蒙を推進していくといいのではないかなと思いました。以上です。

○南部会長 ありがとうございます。今の宮本さんのご意見にいかがでしょうか、事務局。

○事務局（有坂） 事務局です。まず、集団回収につきましては、PTAの方々が集まって登録されているという団体もいらっしゃいます。生徒が学校で出たごみを持ち込むことはできませんが、PTAの方々が集団回収を実施している現場に自分のお子さんを連れてきていただいて、ごみをリサイクルすることの大切さを教えていただけるようなことのお手伝いできればというふうに考えています。あと、生ごみの減量化について、「家庭用生ごみ処理機等購入費補助金」は宮本委員にもご利用いただいております、生ごみ処理機又はコンポスト化容器を買った際の経費を補助するもので、非常に人気が高く、今年度の予算は前年度から5倍増やしました。これまでは、5月に募集を開始すると6月には予算上限に達してしまうものだったのですが、予算を増やした今年度でも申請期間である9月末までには予算上限に達してしまうというような非常に人気の高い事業です。ただ、宮本委員がおっしゃったとおり、電気代がかかったり、時間がかかったり、乾燥させる際に臭いが出るなど、少し使う方に負担がかかるようなところもあるのですが、生ごみか

ら水分を脱水することで可燃ごみに出していただくごみの重量が大きく減ることが期待され、使っていただくメリットがあるのかなと思っています。ただ、コンポストについては、家庭菜園などをやられている方でないとせっかく堆肥を作っても使い道がなく、区で回収してもらえますかというようなご相談をいただくことがあるのですが、区で引き取ることはできないためお困りになるケースがありました。よって、機器の活用方法等についても事業を行う上で周知ができればいいなと思っています。

○南部会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。島田委員。

○島田委員 島田です。幾つかあるのですが。まず、8ページですね。家庭ごみの課題のところ、下から4行目に「23区の清掃工場の多くが建替時期を迎え」とあり、その後「ごみの焼却余力を確保するためには更なるごみ減量化が必要です」と書いてあるのですが、これはもう既にごみの焼却余力がないという意味なのかどうなのかということと、建替えをするために稼働できる清掃工場の数が減って足りなくなってしまうから、ごみを減量化しなきゃいけないということであれば、ごみを処分する所がなくなってしまうので、すごい大きな問題だと思いました。なので、もしそうであったら、このところは危機的状況であることを東京23区の皆さんと一緒に区民へ共有するべきなのかなと思ったところが一つです。それと、11ページの事業系ごみのところですね。小規模事業者が出すごみでごみ処理券を貼ってないという事業所が、ごみが18%、資源で21.7%と書いてありますが、これがかなり大きい数字なのかどうかというのは少し気になりました。事業系の方は目標を達成しているという話がありましたが、18%というのは2割ぐらいなので、それを放置しておくのはよくないと思ったので、非常にご苦労されているところだと思うのですが、住民が頑張っているのにこうした事業所があると思うと、そこはあまりいい話ではないので、さらっと流すところではないと少し思ったところです。それに関連して13ページ目のところで、小規模事業者に、ごみの排出量を把握しているというのが約60%と書いてありますが、これは本当なのかなと少し疑ってしまって、そのところは感覚的にどうなのかなというのが少しお聞きしたいというところでございます。以上です。

○事務局（有坂） 事務局です。まず、ごみ有料化のところ、工場の焼却余力ということですが、今も建替えを進めており、今すぐに焼却能力がごみ量を下回ってしまって、ごみが溢れてしまうというような状況ではありません。文京区は人口が増えている状況ではありますが、ごみ自体は減ってきており、また他区や東京都全体としても皆さんの環境意識の高まりということもあって、ごみ量が減っているという状況です。ただ、今後何区ものごみを処理していた規模の大きい清掃工場が建替えの時期に入ってきますと、少し余力が乏しくなる状況も考えられます。一つひ

とつ努力を積み重ねてまいります、やはり家庭ごみの有料化をすると十数%のごみ減量が図られるということもあって、こういった余力のことについても記載しているということです。

○事務局（高橋） 続いて、有料ごみ処理券を貼り付けていない小規模事業者への清掃事務所の対応というところですが、先ほどの説明の中でも、ごみと資源で大体2割前後ほど有料ごみ処理券が貼られていないごみが出されているという説明があったと思います。清掃事務所では、そうした小規模事業者について排出調査というのを行っており、排出されたごみから事業者を特定できた場合、直接指導を行っております。集積所における事業系ごみの収集は、有料ごみ処理券の貼付率が何%だからいいということではなく、皆さんにルールを守ってもらうように進めていかなければならないものだと思っておりますので、今後も排出調査及び排出指導を継続していきたいと思っております。また、外国人の方のお店もやはり増えてきていますので、日本のルールを理解できていない方もいるという話も聞いておりますので、外国の方にも分かりやすい説明ができるように対応してまいりたいと考えてございます。

○事務局（有坂） 最後、小規模事業者がごみの排出量を「把握している」割合が60%あるという質問だったと思いますが、こちらについては調査結果で約6割の事業所が「把握している」ということのご回答をされていますので、ここは素直に信じたいと思っております。

○南部会長 ありがとうございます。私も気になっていました。有料ごみ処理券を購入しなければいけないということになると、貼付をするたびにコストがかかるわけですね。なので、そういったコスト感覚を事業者の皆様はお持ちなんじゃないかなと思います。そう考えると、把握していない人たちが40%もいるなんて少し驚きだなというのが正直な感想です。大体何枚ぐらい購入しているのかを考えれば、おおよそこれぐらい出ているというのが把握できるはずですし、それを減らすことは事業系の経費削減にもつながりますので、少し気になるなというふうな感想を私も持ちました。あと、「B u n k y o ごみダイエット通信」について、毎回かなり内容のいいものを作っているとは思いますが、どんどん知名度が落ちている印象があり、残念ながら0.5%という結果でした。コストをかけて作成して配布をしていると思いますので、コストベネフィットというか、コストが見合っているのかどうか、削減の効果として見合っているのかどうか、少し検討が必要なんじゃないかこの数字を見て少し思うところがありました。既に区のホームページやほかのもので十分情報が発信できているようであれば、どこかの頃合いで少し内容や発信の形態を見直してもいいのかなと思った次第です。今後、一つ検討していただければと思います。どうぞ、鏑木委員。

○鏑木委員 ありがとうございます。鏑木です。先ほどの島田委員のご質問と関連するのですが、

この資料10ページの課題の一番下のところに「事業所の特性に応じた排出指導が必要です」と書かれていますが、これは書くのは非常にシンプルで分かりやすいのですが、とても大変だろうと思うのですよね。今実際にどのくらい実施していて、具体的にどのくらい拡大するお考えなのかを教えてくださいたいと思います。大変だろうなと思っての質問です。それから、その次の11ページ、これも自分の住んでいるところの身の回りを考えてみると、小規模事業所の従業員と思われる方が区の収集日にごみを出しているのを見かけたことがあります。ご近所付き合いがあるから、「駄目じゃないですか」みたいなことを住民が言うというのは難しいと思いますし、区の職員の方が回って注意するといっても限界があると思います。ごみ袋を開いて、誰のものか分かれば対応するといっても、マンパワーに限界があると思うので何かもう少し効率的に事業所の方に有料ごみ処理券の貼付について注意する方法ってないのかなど。これまでも色々実施したのでしょうけど、こういう方法をもう少し拡張すれば、あるいは近所の協力があれば何かできるみたいなことがあれば、そういうのを進めてみるというのもよいと思います。

それから、これは単純に分からないからという話なのですが、12ページ目上2行目に再利用計画書というのがございますが、これは、再利用だけではなくて色々な内容を書いてあるというものなのだろうと思うのでもう少し幅広く色々実施することが伝わる名前の方がよいのではと思いました。以上でございます。

○南部会長 ありがとうございます。はい。高橋さん。

○事務局（高橋） ご質問がありました10ページの事業所の特性に応じた排出指導というところでございますが、今実際に清掃事務所でやっている指導は、警告シールを貼る方法と、直接排出調査をして特定できた場合に指導に行くという方法で、先ほど少しお話がありましたようにかなり地道な作業になっております。より効率的に全体をカバーする方法というのは難しいところもあるかと思いますが、全国的なほかの自治体の取組等を参考に、より効率的な指導を進めていけるよう研究してまいりたいと考えてございます。

○事務局（有坂） 事業用大規模・中規模建築物や、小規模事業者への指導の件について、最初の報告の中で少し説明をさせていただきましたが、文京区内には事業用大規模・中規模建築物の事業者が大体600、700あります。そこを年間二百数十件ずつ、3年で1回ローテーションするようなペースで排出指導に当たっています。指導の中で、先ほどありました再利用計画書の中身をチェックさせていただいて、ごみ・資源を回収する事業者さんとの契約内容等を全部確認させていただいています。また、前回の審議会でも配らせていただいた「真似しよう！事業系ごみ削減プロジェクト」の冊子を参考にしようお渡しし改善を促したり、契約書の内容についても、

個別に指導したりしているところです。また、再利用計画書の名称については、法で定められておりますので、変えることは難しいです。

○南部会長 武井委員、どうぞ。

○武井委員 武井です。ありがとうございます。素朴な疑問になるかと思うのですが、有料ごみ処理券を貼ってくれない事業者さんがいるというところで、細かい指導などは非常に難しいと思うので、制度的なアプローチを検討されていることはあるのか、例えば、有料ごみ処理券の一部控除とか、ほかの事業者さんとの公平性もあるので、ほかの項目も含めて予算立てしていくのか、何かの中で項目も含めて税金の控除に入るので、しっかりやってくださいねというような、申告に関係してくるようなレベルでの制度をひっくるめた検討ができたらいいのかなというふうに思ったのと、真似してプロジェクトもそうなのですが、いい取組をしている事業所を区が公表していくことによって、事業所にとってプラスのアプローチになるといいかなというふうに思いましたので、発言させていただきました。

○南部会長 何かインセンティブみたいなものがあるといいということですよ。いかがでしょうか。

○事務局（高橋） 制度的なところというお話ですけれども、有料ごみ処理券の金額は、実際のごみの運搬、焼却、処理等の費用を含めた金額設定がされておりまして、運用上、公平性というところで排出量に応じて負担をしていただいております。このため、補助するということになると区が負担する処理経費が増えてしてしまう問題がございますので、インセンティブを与える制度の検討は難しいのかなというふうに思います。ですので、やはり有料ごみ処理券を貼るなどの基本的なルールを守ってもらうよう啓発を徹底していくのが有効と考えており、その辺りについてしっかり研究していきたいと考えてございます。

○事務局（有坂） なお、有料ごみ処理券を貼って区に出すというのは、例外的な措置です。事業者が排出するごみは自己負担で処理することが原則ですので、本来はごみを収集処理する業者と契約をして、そこに出す必要がありますが、大量にごみが出ない小規模事業者に限り、有料ごみ処理券を貼ることによって区が収集していますので、そこでインセンティブを与えているということにもなりますので、よりしっかりと有料ごみ処理券を貼っていただくための啓発を徹底していかなければいけないと思っています。

○南部会長 はい、ありがとうございました。田口委員、どうぞ。

○田口委員 田口です。幾つかあるのですが、生ごみの処理についてなんです、皆さんお忙しいと思うのですが、一度、区のほうでコンポスト等を試してみるというのがいいのではない

かなと思います。先ほどの生ごみ処理機の補助金のお話の中で、臭い問題があるとおっしゃっていたのですが、私は個人的に段ボールコンポストというのをやっていて、臭いは本当にびっくりするほど出ないのですね。ただ、虫が出ます。容器の種類によって問題が違うのだと思うので、このシビックセンター内の13階にある食堂で出る生ごみなどを使って実態調査みたいなものをして、どのくらい堆肥ができるのかとか、そういうのを研究してみるのはいかがかだと思います。補助はするけど出来上がったものは区の関係しないところだから、回収しないよというのだと少し不十分かなと思うので、そこら辺もどういう支援ができるのかというのを、区で研究していただくのはどうかと思いました。また、高輪ゲートウェイのところに新しくできたビルが、バイオマス発電をしているというニュースを見て、バイオマス発電は、都会だと臭い等の問題でできないのかと思っていたのですが、工夫によってはできるのだと思ったので、是非区の方でも調査範囲を広げ、バイオマス発電により生ごみをどのように処理できるのか、そういうところまで研究を広げていただけたらうれしいなと思いました。それから、ごみの有料化の件なのですが、区の方で実施しようと思っている有料化がどういうものなのかということなのですが、袋を年間で何十枚か無料で皆に配って、それを超えたら有料だよというふうにすると、例えばぎりぎりのラインを20枚とすると、頑張れば20枚で済む人もいて、頑張れなかった人は有料で買うというふうにすると、区が目標とするごみ量のある程度設定できるのではないかなというふうに思いました。全部有料だと有料化していないところに捨てに行っちゃう人もいるけど、自分の考え、努力によってその範囲内で済むということだったら、有料化も考えられるのかなというふうに思いました。それと、もう一つ雑がみの話ですけど、この間ここの場で雑がみって何なのかというのを調べてくださるという話だったかと思ったので、それを教えていただきたいなと思いました。以上です。

○事務局（木幡） 資源環境部長の木幡です。今、バイオマスの話がありましたけれども、私ども資源環境部環境政策課では現在、地球温暖化の計画の見直しを行っておりまして、再生可能エネルギーを有効に使う道を探っているところです。今、国も第7次のエネルギー基本計画を作成しているところですが、経済性と環境の部分とをどう両立させていくかというのは難しい問題かなと。そうした中で文京区の場合、太陽光などは場所的な問題で難しかったりしますので、バイオマスとか、そういう可能なもの、あと少し話が逸れますけど、ペロブスカイトですとか、いろんな道を探っていきながら、再生可能エネルギーのものを使っていく形を取っていきたいなと思っています。それから、これはまた話が逸れてしまうかもしれませんが、東京都がかなり再生可能エネルギーについては実は力を入れていて、小池都知事の下に安倍首相の右腕だった今井尚哉

さんという方が、東京都の参与で入って、かなり本気で、東京都から国を変えるぐらいの勢いで動こうとしております。ですので、文京区は小さな自治体ではありますが、都がそういうような大きな施策を打ってくるときに、我々もいろんな形で乗って、再生可能エネルギーの方を活用できる道をしっかり探ってまいりたい、そう考えております。

○事務局（有坂） 生ごみ処理のことですが、文京区では以前、生ごみ処理機の補助をする前にコンポストだけ補助していたことがありまして、そのときには多分コンポストの現物を17階のフロアに置いてあって、そこで試していたということもあったかと思っておりますので、その辺の調査したものがあれば、確認してみたいと思います。また、生ごみ処理機についても、すぐにというわけにはいかないのですが、機会を見てこちらの方でも臭い問題を確認したいということと、ほかの自治体でどういった対応をしているか、例えばコンポストで作った堆肥をどのように自治体で回収して、公園などの樹木や花壇の土に混ぜているのか、そういったことをされているところがあるのであれば、研究してみたいと思います。

また、有料化のお話ですけど、こちらにつきましては、どういうふうにならざるに有料化していくかとか、そういった具体的なところまでは検討が進んでおりませんので、今後もし有料化するということになった場合には、恐らくこの審議会でも議題に上って、皆さんにご検討いただくことになると思っておりますので、またその際には、今、田口委員が言われたようなご意見を言っていただくと非常にありがたいと思っております。また、雑がみについてですが、雑がみというのは、主にはよくポストの中に入っているチラシであったり、あとはお菓子の袋や箱であったり、冊子になっているようなちょっとしたパンフレットとか、コピー用紙、あと包装紙とか、紙袋、そういったようなものが全部雑がみという扱いになりますので、まとめていただいて、資源の日にお出しいただければと思います。

○田口委員 田口です。それが確か前回のときに、あるいはもっと前の審議会のときに紙は切ったら雑がみにならないよというふうにいわれて、ああ、そうですかって1回終わったんですけど、前回のとき、じゃあビニールみたいなところを剥がして、切れちゃったものとか、そういうのは雑がみじゃなくなるのですかという確認をしたら、調べますという話だったと思います。切れていると駄目っていったら、例えばお菓子の箱はバリバリって開けますよね。ああいうのは切れているっていわないのかとか、その辺りがはっきりしないと、自分でやるときもこれはどっちかなって思いながら確実なものしか入れられなくなるので、ごみが増えるのではないかと思うのですけど。

○事務局（有坂） はい、確認すると言ってなかなか確認ができていなくて申し訳ありません。例

えば、今言われたティッシュの箱みたいなもので、ビニールを剥がしたときに切れてしまうというような紙についてはどうかというようなことだと思いますけど、少し切れてしまったぐらいのものについては、雑がみとしてリサイクルできるというふうに考えています。ただ、シュレツダーのようにすごい細かくしてしまったものは、施設で資源化するのが難しいというようなことは聞いているところです。

○南部会長 あまり細かくすると繊維が短くなってしまいますので。

○田口委員 5センチ以下は駄目とか、何かそういうのは。

○南部会長 もう少し基準が欲しいということですよ。

○田口委員 それだと、この間と話がほとんど変わらないかなと思うのですけど。

○南部会長 では、具体的にもう少し基準が分かるようにしていただきましょうか。一般の区民の方が出すという視点でどれぐらいなのかという目安を示していただければいいのかなと思いますので、宿題とさせていただきます。再度、よろしくお願いします。

○事務局（有坂） 大変申し訳ありません。2月の審議会では、ご納得のいただける回答を用意しておきます。

○南部会長 はい、そうしましょう。はい、どうぞ。

○武井委員 すみません、武井です。「雑がみ辞典」というのを京都市で出していて、かなり細かく、このインクが付いているから駄目とか、この裏に紙が付いているのは駄目とか、加工が施されているとか、金色、銀色はコーティング云々というのがあるので、参考にさせていただけるかなと思います。

○南部会長 ありがとうございます。そういったものを含めて情報共有できるように、2月には努めていきましょう。では、次の議題に移りたいと思います。

資料第15号ということで、災害廃棄物処理計画の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（有坂） はい。それでは資料第15号をご覧ください。災害廃棄物処理計画は、首都直下地震などの大規模災害に伴い発生したがれきや片付けごみ、し尿などの災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理体制、処理方法などの基本的事項を定めた区の計画となります。また、本計画は「新たな検討課題への対応、各種関連計画の改定や、他地域における災害時の教訓などを踏まえ、必要に応じて適宜見直し、改定するものとする」とされていることから、令和4年3月に策定後、今回初めて見直すものです。

まず1 概要です。都では、首都直下地震等による被害想定を見直したことにより明らかにな

った震災リスクを考慮して、東京都地域防災計画及び東京都災害廃棄物処理計画の修正を行いました。このことから、今年度修正された文京区地域防災計画との整合性を図り、災害時における区民生活の保全と公衆衛生を確保するため、計画を見直すものです。

2 見直し内容です。(1) 被害想定 of 修正です。都は、令和4年5月にこれまでの被害想定を見直しました。新たな被害想定のうち、文京区地域防災計画との整合性を図り、本区における被害が最大となる都心南部直下地震及び多摩東部直下地震のいずれにも対応できる計画とします。具体的な被害想定は表に記載のとおりですが、住宅の耐震化や不燃化対策などにより、被害は前回の想定より減少しています。この被害想定 of 修正に伴い、発災に伴い生じる災害廃棄物発生量推計と、収集した災害廃棄物を一時的に集積する一次仮置場の必要面積を修正します。

3 今後のスケジュールです。現在、庁内検討を行っており、見直し案を2月に区議会報告した後、3月に見直した災害廃棄物処理計画を公表いたします。資料第15号の説明は以上です。

○南部会長 はい、ありがとうございました。この件について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。はい、どうぞ。

○二木委員 すみません、二木ですけれども、少し不勉強で分からないので教えていただきたいのですが、これは文京区独自の計画として作られるのかということと、実際に東京都や二十三区清掃協議会との協定であるとか、23区まとまりとしての災害協定が確かあるのではないかなと思っておりますが、その全体と区の関係が少し分からないもので、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局(有坂) こちらの計画は、文京区独自のものではありませんが、基本、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに準じた内容となっております。他区においても同じようにガイドラインを活用して計画を作っています。また、協定の内容につきましては23区ですと災害廃棄物も含め、ごみの協定などは東京二十三区清掃一部事務組合で災害廃棄物等の協定を結んでおりますが、文京区においても、例えば熊本ですとかそういった所と協定を結んでおりますので、災害ごみについては、協力を要請していけるのではないかというふうに考えているところです。

○二木委員 すみません、私自身も少しよく分かっていないので教えていただきたいのですが、例えば(3) 一次仮置場の必要面積 of 修正となると、文京区内に一次仮置場を作るという想定というふうに理解してよろしいですか。

○事務局(有坂) そのとおりです。

○二木委員 それは例えば、学校の校庭やグラウンドであるとか、そういうところを使ってということですね。何かそういうところを利用して、とりあえず区内に一次仮置場を作る、その際に

は文京区が主体となってということでは理解してよろしいですか。

○事務局（有坂） はい。一次仮置場については、1万平米以上の土地を有している所が候補地ということになりますので、学校の校庭というよりは公園やグラウンドが候補地に上がると考えています。

○南部会長 ほかにはいかがでしょうか。はい、島田委員、どうぞ。

○島田委員 島田です。この計画ですけれども、地震が都心南部直下型と多摩東部直下型であり、この二つを選んだ理由が、区における被害が最大となるようになっていますが、その被害の根拠は何かと思ったのです。廃棄物の話なので、廃棄物が一番出やすいものでこれを想定するべきじゃないかと思ったのですが、その辺がどうなのかなというところだけお聞きしたいと思いました。

○事務局（有坂） 今回、新たに東京湾北部地震から都心南部直下地震、あと多摩東部直下地震、この二つに変わったわけですが、東京都の被害想定が出た際にこの二つの地震が一番文京区にとって影響が大きいと考えられることから、この地震の規模に合わせた被害想定を今回推計しまして、被害想定を見直しているということです。

○島田委員 島田です。その根拠となっているのは被害人数なのでしょうか。どちらかというと火災でごみがたくさん出たとか、そっちの方がこの廃棄物の計画としては相応しいのではないかなと思ったのですけれども。

○事務局（有坂） そういった人口的なところもありますが、先ほども説明の中にあつたように、今、建物の耐震化等が進んでいるので、東京都が最初に被害想定を出したときより大分建物が崩れにくくなっている、そういうことになると災害によって発生するがれきが非常に少なくなることから、建物全壊とか半壊とかというものがこの推計をする上での対象の一つになっているということです。

○島田委員 島田です。そしたらこれはもう、どちらかというとこれでやりなさいみたいなものが国とか東京都から言われているということですか。それとも文京区でそれを選べるのであれば、ごみの発生量とかの方が被害の根拠として相応しいのかなと思ったのですけれども、そういう考えではないということですかね。

○事務局（有坂） 建物の倒壊とか、そういったことから災害廃棄物が大体どのくらいで、倒壊の数とか、避難する方がどのくらいいてなど、その全体をひっくるめて廃棄物がこのくらい出ますということを推計しているものになっていまして、あくまでも災害廃棄物処理の計画ですので、今、島田委員が言われているように、ごみが基本的なところになりますから、避難する人が減る、

倒壊する建物が減る、そうすると必然的に災害廃棄物となるごみが減るということでこの推計値が出ているということです。

○**島田委員** 島田です。すみません、あんまり言うとか何か申し訳ないのですけれども、今見ると多摩東部の方が何となく建物半壊とかも多そうで、ごみの量も多いのかなと思ったのですけれども、要するに想定される地震が幾つかあるのであれば、どの地震を選ぶのかというのは、想定される地震を複数並べて比較しないと分からないような気がするのですけれども、今、決め打ちでやっているような感じがしたので、そこだけ少し気になったということです。すみません。

○**事務局（有坂）** 被害想定としては、東京都が出しているのは四つの地震があります。ただ、その四つの地震の中で、先ほども言ったように文京区に一番影響が大きい地震、それを四つのうちから二つ今回選んでいまして、そこで建物がどのぐらい倒壊するかといったところからごみ量の推計をして、今回ごみの減少ということで見直しを行っているということです。

○**島田委員** 島田です。すみません、分かりました。ありがとうございます。

○**南部会長** ほかにはいかがでしょうか。大丈夫そうですか。はい。では、本日の議題はこれで終了となりますが、全体を通して何かご意見、ご質問等はございますか。島田委員、どうぞ。

○**島田委員** 何度もすみません、島田です。先ほどの資料14ですが、小規模事業者でごみ処理券を貼っていないという件ですけど、あまり議事録とかに残さないほうがいいのかもしれないですけど、これって法律違反とはいえないのでしょうか、どこまで本当は許されない話なのかというところを知っておきたいなと思いました。本質的には、我々が住民税とかで肩代わりしていることになると思うので、それというのはすごいよろしくない話なので、その法的なところなのか、条例的なのか分からないのですが、実際のところを教えてくださいなと思いました。

○**事務局（高橋）** 事業系のごみにつきましては、先ほどのご説明の中でも申し上げましたが、事業者が自己処理というのが原則になっているのですが、区の条例の中で、家庭ごみの処理の中で支障のない限り有料ごみ処理券を貼り付けて事業系ごみを排出してよいというふうになっていまして、違反した場合の罰則については、これまで適用したことがありませんので、今すぐこういう罰則がありますというところは私も言えなくて大変申し訳ないのですけれども、そういった状況でございますので、やはりちゃんとしたルールの徹底を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○**鍋木委員** すみません、今度、プラスチックを集めますよね。そうすると事業活動から出てくる廃プラスチック類というのは産業廃棄物じゃないですか。だから、その産業廃棄物を区民の税金

で処理していますよ、みたいなことにならないようにしないと、プラスチックの分別収集もうまくいかなくなってしまうと思うので、そこは何か今みたいなご説明のもう少し先を用意しておかれないと、皆の納得は得られないような気はしますので、感想みたいなものです。はい。失礼します。

○事務局（高橋）　そうですね、法令に則った形での排出になるように、そこについてはちゃんと適切に啓発のほうは進めてまいりたいと考えてございます。また、先ほどの有料ごみ処理券について、条例の中で貼付しなければならないということになってございますので、従ってもらえないものについては事業系の自己処理のほうでの回収を進めていくというような形での対応になるかなというふうに考えてございます。

○二木委員　二木です。事業系といっても、大きい事業者は多分許可業者と契約をしてやっているということで、清掃事務所さんとかでも色々指導されていると思うのですが、有料ごみ処理券を貼らなきゃいけないのは、自分の家で何か仕事をしている人が生活ごみとお店のごみと混じってしまうとか一緒になって出してしまうというようなことがよくあるのではないかなと思っています。さっきおっしゃったように、来年4月からのプラスチック分別回収に当たっては、各地域で説明会もおやりになるとおっしゃっていたので、トータルの話になりますけれども、とにかくごみ量を減らすのであれば、もう一度可燃ごみの組成の中で、紙ごみですとか衣類ですとかプラスチックがかなり入っているという、そこを指導する中で事業者の話もなさったらどうか、商店のような自分のお家でやっている人たちのごみもちゃんと分けてくださいねというようなお願いもされたほうがいいのかないかなと思いましたが、あと、何度も言って恐縮なのですが、不燃物の適正処理の場合に、さっき組成でも出しましたが、リチウムイオン電池が内蔵された状態で排出されていたということがありましたけれども、やはりこれを取れというのは絶対難しいと思います。取ることで発火したりする場合もあるので、その辺の扱いをもう一度4月のプラ分別回収が始まる時に、リチウムイオン電池の出し方についても区で対応された方がよろしいのかなというふうに思いました。以上です。感想です。

○南部会長　はい。どうぞ。

○牛嶋委員　牛嶋です。集団回収について伺いたいのですが、地域とか先ほどPTAって話もあったと思うのですが、そういう人たちも資源を集めたりされているところがあるということで、例えば、集団回収するのが効果的とか、なるべくそっちでやってもらいたいみたいなものと、そうでないものというところを教えてくださいたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局（有坂）　集団回収については、区のホームページでもご案内していますが、一番多くあ

るのは新聞ですとか、雑誌、段ボール、そういった古紙類を皆さん多く集めていただいている状況があります。

○牛嶋委員 すみません。あともう一つ、別の話で、先ほどの雑がみですけれども、次にお答えいただくと思うのですが、例えば何か名刺とかはがきとか封筒とかも自分が捨てるときに結構迷ったりするので、次のときでも構いませんのでそういったところも含めて教えていただければと思います。

○事務局（有坂） はい、それらも含めて回答させていただきます。あと、先ほど二木委員が言われたリチウムイオン電池については、今、区で回収することを検討していますので、区民の方がお持ちいただいているリチウムイオン電池単体や、製品の中に内蔵されているような状態のものについてもできるだけ区で回収できるように検討を進めているところですので、お待ちいただければと思います。

○南部会長 ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。最後に事務局から連絡事項はありますか。

○事務局（有坂） はい。では、今後の予定についてご報告させていただきます。次回の審議会は、本日ご了承いただいた計画見直しの課題を基に、一般廃棄物処理基本計画の修正を主な議題として2月3日月曜日に行いたいと思います。資料につきましては、後日送付させていただきます。また、本日の審議会の会議録は事務局で確認後、皆様に送付させていただきます。修正等がございましたらお申し出ください。修正等については会長一任とさせていただきます。決定後、ホームページ等で公開させていただきますので、ご了承ください。事務局からは以上です。

○南部会長 はい、ありがとうございます。今日もたくさんの質問と議論をいただきまして、ありがとうございます。少し時間が超過して申し訳ありません。次回は計画の中身に関する議論に入っていくということですので、引き続き、またどうぞよろしくお願いいたします。

本日はこれで閉会といたします。ありがとうございます。

午後5時37分 閉会